

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数（株） （平成18年3月31日）	提出日 現在発行数（株） （平成18年6月16日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	4,427,256.86	4,427,256.86	東京証券取引所 （市場第一部）	—
計	4,427,256.86	4,427,256.86	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成18年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## ① 平成14年6月25日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,798(注)1	3,023
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,798	3,023
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 368,596 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368,596 資本組入額 184,298	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利行使時においても当社または当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役または従業員であること。</li> <li>2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</li> <li>3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。</li> <li>4. この他の条件は、当社第18期定時株主総会決議及び平成14年8月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</li> </ol>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

②平成15年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,588(注)1	1,345
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,588	1,345
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 598,400 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年10月1日 至平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 598,400 資本組入額 299,200	同左
新株予約権の行使の条件(注)3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役または従業員であること。</li> <li>2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</li> <li>3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。</li> <li>4. この他の条件は、当社第19期定時株主総会決議及び平成15年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約」に定めるところによる。</li> </ol>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

③平成16年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	905(注)1	905
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	905	905
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 655,653 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月1日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 655,653 資本組入額 327,827	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利行使時においても当社又は当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。</li> <li>2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</li> <li>3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。</li> <li>4. この他の条件は、第20期定時株主総会決議及び平成16年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</li> </ol>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

④平成17年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	387(注)1	317
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	387	317
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 566,940 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年10月3日 至 平成18年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566,940 資本組入額 283,470	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 権利行使時においても当社又は当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。</li> <li>2. 権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</li> <li>3. 当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、1及び2と異なる条件で権利を行使することができる。</li> <li>4. この他の条件は、第21期定時株主総会決議及び平成17年7月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</li> </ol>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。  
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 平成16年6月24日の定時株主総会において、新株予約権の行使条件を一部変更し、記載のとおりとなっております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成13年9月26日 (注) 1	—	4,240,880.38	—	141,851	93	304,189
平成18年1月1日 (注) 2	186,376.48	4,427,256.86	—	141,851	1,486	305,676

(注) 1 株式会社ケイディディ販売東京中央、株式会社ケイディディ販売西東京、株式会社ケイディディ販売南東京及び株式会社ケイディディ販売大阪の吸収合併

- 2 株式会社パワードコムとの合併  
 合併比率  
 当社：株式会社パワードコム  
 1：0.0320

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	252	52	1,271	639	49	97,665	99,929	—
所有株式数(株)	497	960,553	78,434	1,666,465	1,392,016	186	319,473	4,417,624	9,632.86
所有株式数の割合 (%)	0.01	21.75	1.78	37.72	31.51	0.00	7.23	100.00	—

- (注) 1 自己株式56,571株は、「個人その他」に56,571株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は56,569株であります。  
 2 上記「その他の法人」及び「端株の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ321株及び0.08株含まれております。

## (5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	572,677.11	12.93
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	497,488.80	11.23
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	220,017.00	4.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	214,237.00	4.83
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-3	212,971.40	4.81
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	128,240.00	2.89
ザチエスマンハットタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	111,136.00	2.51
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	83,314.00	1.88
郵政共済組合	東京都千代田区霞が関2丁目1-2	72,641.45	1.64
メロンバンクエヌエーアズエージェ ントフォーイツクライアントメロ ンオムニバスユーエスペンション (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	47,311.00	1.06
計	—	2,160,033.76	48.78

(注) 上記のほか、自己株式が56,569.00株あります。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株) 普通株式 56,569	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,361,055	4,361,055	—
端株	普通株式 9,632.86	—	—
発行済株式総数	4,427,256.86	—	—
総株主の議決権	—	4,361,055	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が321株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数321個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) KDDI株式会社 (注)	東京都新宿区西新宿 二丁目3番2号	56,569	—	56,569	1.27
計	—	56,569	—	56,569	1.27

(注) 株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に所有していない株式が2株 (議決権2個) あります。  
なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。



(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成14年6月25日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、理事及び監査役並びに従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成14年6月25日の第18期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役員、理事、監査役並びに従業員の合計890名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成15年6月24日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成15年6月24日の第19期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役員及び従業員の合計102名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社及び当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の第20期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社の子会社・関連会社等の取締役、執行役員 理事、顧問、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び21の規定に基づき、当社及び当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月24日の第21期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社の関係会社等の取締役、執行役員 理事、顧問、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況④」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(平成18年6月15日定時株主総会決議)

会社法第361条第1項3号の規定に基づき、当社の取締役報酬等のうち金銭でないものとして、取締役のストックオプション報酬額の設定について、平成18年6月15日の第22期定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の属する年の2年後の10月1日から2年間とする。
新株予約権の行使の条件	本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 一株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(平成18年6月15日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、特に有利な条件をもって、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを、平成18年6月15日の第22期定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	4,800株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使の条件	本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2 一株当たりの払込金額は、新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

## 2【自己株式の取得等の状況】

### (1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### ①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

#### ②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成18年6月16日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	—	—	—

(注) 平成18年6月15日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。」旨を定款に定めております。

### (2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

#### ①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

#### ②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

当期の業績につきましては、固定通信事業については引き続き厳しい環境にあるものの、移動通信事業の好調により業績は順調に推移しております。

このような観点から、当期の利益配当金につきましては、将来の業績向上に向けた事業展開などを踏まえつつ、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、株主の皆様への利益還元を促進するため、1株につき1,000円増配し、4,500円といたしました。平成17年11月実施の中間配当金1株につき3,500円を含め、配当金は1株につき年8,000円となりました。

また、内部留保資金につきましては、将来の設備投資、新たなサービスの開発、新規事業に向けた設備投資等に備えるものであり、これは将来の利益に貢献し、株主の皆様への利益還元に寄与していくものと考えております。

なお、第22期中間配当に関する取締役会決議日は、平成17年10月21日であります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(千円)	645	492	675	672	707
最低(千円)	203	296	339	496	479

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高(千円)	699	707	690	691	626	640
最低(千円)	624	624	613	597	565	560

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 副会長		天 野 定 功	昭和19年6月19日生	平成8年7月 郵政省 大臣官房長 平成10年6月 同省 電気通信局長 平成13年1月 総務省 総務審議官 平成14年2月 財団法人データ通信協会 顧問 平成14年4月 財団法人簡易保険福祉事業団 理事長 平成14年8月 財団法人ポータルサービスセン ター 理事長 平成15年4月 財団法人国際通信経済研究所 理事長 平成16年1月 株式会社大和総研 顧問 平成16年7月 当社特別顧問 平成17年6月 当社代表取締役副会長（現在に 至る）	21.00
代表取締役 社長兼会長		小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和59年2月 日本電信電話公社（現日本電信 電話株式会社）マイクロ無線部 調査役 昭和59年11月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長兼会長（現 在に至る）	393.10
代表取締役 執行役員 副社長	子会社担当 総務・人事本部 担当	山 本 正 博	昭和17年1月4日生	平成7年6月 京セラ株式会社代表取締役専務 平成9年6月 当社取締役 京セラ株式会社代表取締役副社 長 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成13年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 平成17年6月 当社子会社担当（現在に至る） 当社総務本部担当 平成18年4月 当社総務・人事本部担当（現在 に至る）	90.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員 副社長	全社営業担当 マーケティング 本部担当	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	昭和63年5月 京セラ株式会社ソーラーエネ ルギー事業部太陽電池営業統括責 任者兼多結晶研究統括責任者 平成元年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 当社au事業本部長 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成17年4月 当社全社営業担当（現在に至 る） 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 当社マーケティング本部担当 （現在に至る）	17.00
代表取締役 執行役員 副社長	全社技術担当	伊藤 泰彦	昭和20年12月21日生	平成10年6月 国際電信電話株式会社取締役 平成11年6月 同社執行役員 平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成16年4月 当社技術統轄本部長 平成17年4月 当社全社技術担当（現在に至 る） 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る）	17.34
代表取締役 執行役員 副社長	経営管理本部 担当 渉外・広報本 部担当	長尾 哲	昭和21年10月29日生	平成8年3月 トヨタ自動車株式会社ITS企画 部長 平成13年1月 当社経営戦略企画部長 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成16年4月 当社渉外・広報本部長 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長 （現在に至る） 当社経営管理本部担当（現在に 至る） 平成18年6月 当社渉外・広報本部担当（現在 に至る）	22.00

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役 執行役員 常務	コンシューマ 事業統轄本部 長	両 角 寛 文	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 パイオニア株式会社入社 昭和62年11月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 当社経営管理本部長 平成15年4月 当社執行役員常務 平成15年6月 当社取締役執行役員常務（現在 に至る） 平成16年4月 当社モバイルソリューション事 業本部長 平成17年4月 当社au事業本部長 平成17年12月 当社コンシューマ事業統轄本部 長（現在に至る）	29.00
取締役		牛 尾 治 朗	昭和6年2月12日生	昭和54年4月 ウシオ電機株式会社代表取締役 会長（現在に至る） 昭和59年6月 当社設立、取締役 平成12年4月 当社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役（現在に至る）	25.00
取締役		中 村 昇	昭和19年10月6日生	平成3年6月 京セラ株式会社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成14年8月 京セラケミカル株式会社代表取 締役副社長 平成15年6月 京セラ株式会社取締役 平成17年6月 京セラケミカル株式会社代表取 締役社長 平成17年9月 日本メディカルマテリアル株式 会社代表取締役社長（現在に至 る） 平成18年4月 京セラ株式会社代表取締役会長 （現在に至る） 京セラケミカル株式会社代表取 締役会長（現在に至る） 平成18年6月 当社取締役（現在に至る）	1.00
取締役		奥 田 碩	昭和7年12月29日生	平成7年8月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役社長 平成10年12月 KDD株式会社取締役 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締 役会長（現在に至る） 平成12年10月 当社監査役 平成13年6月 当社取締役（現在に至る）	5.00
取締役		勝 俣 恒 久	昭和15年3月29日生	平成8年6月 東京電力株式会社取締役 平成10年6月 同社代表取締役常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成14年10月 同社代表取締役社長（現在に至 る） 平成18年6月 当社取締役（現在に至る）	—



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役		日 沖 昭	昭和17年3月3日生	昭和57年10月 京セラ株式会社川崎事業所長 昭和61年4月 当社入社 昭和61年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成10年6月 当社代表取締役社長 平成11年8月 当社取締役相談役 平成15年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	418.40
常勤監査役		祢 津 信 夫	昭和20年2月3日生	平成8年6月 国際電信電話株式会社取締役 平成11年6月 同社執行役員 平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員常務 当社ブロードバンド・コンシューマ事業本部長 平成15年6月 当社取締役執行役員常務 平成17年1月 当社メタルプラス事業推進本部長 平成17年12月 当社リスク管理本部管掌 平成18年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	39.51
常勤監査役		米 澤 隆 志	昭和17年5月4日生	平成5年7月 国土庁長官官房審議官（地方振興局担当） 平成6年7月 建設省大臣官房付 平成6年7月 財団法人河川情報センター理事 平成10年7月 社団法人日本高層住宅協会専務理事 平成13年4月 社団法人自転車駐車場整備センター専務理事 平成18年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	—
監査役		明 石 靖 夫	昭和19年5月29日生	平成3年6月 京セラ株式会社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成15年6月 同社常勤監査役（現在に至る） 平成17年6月 当社監査役（現在に至る）	—
監査役		渡 辺 捷 昭	昭和17年2月13日生	平成13年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 当社監査役（現在に至る） 平成17年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締役社長（現在に至る）	—
計					1,078.35

- (注) 1. 取締役中村 昇、奥田 碩及び勝俣恒久の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役米澤隆志、監査役明石靖夫及び渡辺捷昭の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による、取締役会の活性化及び業務執行の迅速化を図るために執行役員制を導入しております。執行役員は上記取締役兼務5名を含む27名で構成されております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

①会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督いたします。取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、取締役、執行役員にて構成される経営会議において決定いたします。

業務の執行につきましては、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行いたします。

監査役は、取締役会に出席する他、社内主要会議に出席しております。取締役会及び内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時提供するとともに、意見交換を行い、連携を図ります。また、監査役の職務を補助するための監査役室を設置し、それに従事する使用人の人事については、監査役の意見を聴取いたします。また、定例的に会計監査人から会計監査の年度計画及び会計監査の状況及びその結果について報告を聴取する他、必要に応じ適宜意見交換を実施いたします。

内部監査につきましては、28名で構成するリスク管理本部が実施しており、KDDIグループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証いたします。内部監査結果は問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告する他、監査役に報告を行います。

なお、当社は中央青山監査法人による監査を受けておりますが、会計監査業務を執行した公認会計士、連続して監査に関与した会計監査期間及び補助者の状況は以下のとおりであります。

指定社員

業務執行社員 松永 幸廣（9年）

指定社員

業務執行社員 高津 靖史（6年）

指定社員

業務執行社員 轟 茂道（4年）

指定社員

業務執行社員 若山 聡満（1年）

補助者の人数

公認会計士 12名

会計士補 17名

その他監査従事者 17名

計 46名

当社の内部統制システムに関しましては、取締役会が決議する内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他KDDIグループ全体の業務の適正を確保する体制の強化を図り、会社業務の執行の公正性、透明性および効率性を確保するとともに、コーポレートガバナンスの強化ならびに企業クオリティの向上を図ります。

コンプライアンスにつきましては、全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図ります。KDDIグループの企業倫理に係る会議体において、KDDIグループ各社の重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取組みます。また、社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図ります。さらに社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めます。

リスク管理については、取締役等で構成される各種会議及びリスク管理情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規定に基づき、KDDIグループのリスクを適切

に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組みます。

また、電気通信事業者として、通信の秘密を保護することがKDDIグループの企業経営の根幹であり、これを厳守します。その他、お客様情報を含む会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図ります。

## ②会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

社外取締役中村 昇氏が代表取締役会長に就任している京セラ株式会社、及び社外取締役勝俣 恒久氏が代表取締役社長に就任している東京電力株式会社は、当社の大株主であり、当社との間において、商取引を行っており、取引内容につきましては適宜取締役会にて決議しております。なお、社外監査役と当社との間には特別な利害關係はありません。

## ③役員報酬及び監査報酬

### (役員報酬)

社外取締役を除く取締役を支払った報酬	343百万円
社外取締役を支払った報酬	14百万円
社外監査役を除く監査役を支払った報酬	22百万円
社外監査役を支払った報酬	33百万円
計	412百万円

### (監査報酬)

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	246百万円
上記以外の業務に基づく報酬	143百万円
計	389百万円